

兵庫県公報

平成24年8月10日 金曜日 第2413号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（自然環境課）	1
○ 昭和39年兵庫県告示第1003号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	2
○ 昭和60年兵庫県告示第1708号（銃猟禁止区域の指定）の一部改正（同）	2
○ 平成元年兵庫県告示第1595号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成9年兵庫県告示第1494号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	10
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	10
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 落札者等の公示（管理課）	13
正 誤	
○ 平成24年7月13日付け兵庫県公報第2405号中	13

告 示

兵庫県告示第1070号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

平成24年8月10日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
戸島特定猟具使用禁止区域	銃器	豊岡市城崎町楽々浦字深原434番地の3の南端を起点とし、同所から円山川地域森林計画区における城崎町30林班のイ小班とウ小班界を東進して同31林班のア小班界との交点に至り、同所から同	平成24年9月1日から平成27年10

	<p>31林班界を南西進して城崎町柿ノ浦における通称柿ノ浦谷との交点に至り、同所から同柿ノ浦谷を北西進して市道柿ノ浦線との交点に至り、同所から同市道を北進して城崎町戸島における市道柿ノ浦線の起点との交点に至り、同所から市道柿ノ浦宮本線を北西進して県道戸島玄武洞豊岡線との交点に至り、同所から同県道を北進して円山川右岸の距離標4.2km点と城崎町戸島字中島2033番地の1の東端とを結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北東進して城崎町戸島字中島2033番地の1の東端と接する水田管理道との交点に至り、同所から同水田管理道を北東進して豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東進して市道深原線との交点に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>月31日まで</p>
--	---	---------------



兵庫県告示第1071号

昭和39年兵庫県告示第1003号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表城崎鳥獣保護区の項を次のように改める。

名 称	区 域	存続期間
<p>城崎鳥獣保護区</p>	<p>豊岡市城崎町におけるJR山陰本線今津踏切を起点として、同所から市道今津本線を南西進して市道家ノ上線との交点に至り、同所から同市道を西進して農道今津家ノ上線との交点に至り、同所から同農道を西進して市道後山大師山線との交点に至り、同所から同市道を西進してロープウェー山頂駅との交点に至り、同所から市道大師山線を北進して市道来日山線との交点に至り、同所から同市道を南西進して旧城崎町と旧竹野町との旧町界との交点に至り、同所から同旧町界を北進して松本三角基準点（標高370.9m）を經由して竹野町田久日地区に至る旧街道との交点に至り、同所から同旧街道を南進して市道桃島本線との交点に至り、同所から同市道を南東進して桃島川に架かる上住橋との交点に至り、同所から桃島川北岸を東進して桃島池との交点に至り、同所から桃島池を南進周回してあきつ橋との交点に至り、同所から桃島川右岸を東進して大滝橋との交点に至り、同所から市道大滝線を東進して県道豊岡瀬戸線との交点に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成24年9月1日から平成26年10月31日まで</p>



兵庫県告示第1072号

昭和60年兵庫県告示第1708号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表戸島銃猟禁止区域の項を削る。



兵庫県告示第1073号

平成元年兵庫県告示第1595号（鳥獣保護区の指定）を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。
平成24年8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
楽々浦鳥獣保護区	豊岡市城崎町における円山川に架かる城崎大橋東詰めを起点として、同所から円山川右岸を北東進して城崎町楽々浦字通り戸339番地の北端との交点に至り、同所から楽々浦湾の汀線を南進周回して楽々浦字風早325番地と円山川右岸との交点に至り、同所から円山川右岸を北進して楽々浦字風早338番地の北端との交点に至り、同所から旧城崎町と旧豊岡市との旧市町界を南進して城崎町飯谷における主要地方道豊岡竹野線（9号）との交点に至り、同所から同主要地方道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年9月1日から平成26年10月31日まで



兵庫県告示第1074号

平成9年兵庫県告示第1494号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表豊岡・城崎円山川特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
豊岡・城崎円山川特定猟具使用禁止区域	銃器	豊岡市城崎町戸島字中島2033番地の1の東端と円山川右岸の距離標4.2km点を結ぶ直線と県道戸島玄武洞豊岡線の東側境界との交点を起点として、同所から県道戸島玄武洞豊岡線を南進して国道178号との交点に至り、同所から同国道を南西進してJR山陰本線との交点に至り、同所から同JR線を北進して城崎大橋西詰との交点に至り、同所から県道豊岡港線に入り同県道を北進して円山川左岸の距離標3.0km点から円山川左岸を65.8m南進した点との交点に至り、同所から中ノ島に渡る橋梁を東進して中ノ島（橋梁東詰）との交点に至り、同所から同島を北進周回して同所に至り、同所から同橋梁を西進して円山川左岸の距離標3.0km点から円山川左岸を65.8m南進した点との交点に至り、同所から円山川左岸を南進して円山川左岸の距離標9.0km点との交点に至り、同所から同所と一日市宇戸尻1645番地の1の北東端を結ぶ直線を南東進して円山川左岸との交点に至り、同所から円山川左岸を南東進して国道178号との交点に至り、同所から同国道を北東進して円山川右岸との交点に至り、同所から円山川右岸を北進して円山川右岸の距離標4.2km点との交点に至り、同所から同所と戸島字中島2033番地の1の東端を結ぶ直線を通して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年9月1日から平成29年10月31日まで



兵庫県告示第1075号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町椒字桑谷949、951、952、952の1、953から958まで、958の1、959から963まで、965の1、965の3、966から973まで、973の1、974から980まで、1001
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町椒字奥山北1952の11、1953から1955まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1956の1から1956の9まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1077号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町椒字中谷2412の1、2414
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1078号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町椒字牛谷2417、2418
- 2 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1079号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町段字八次559、561から564まで、564の1、565から568まで、569の1、569の2、570の1、570の2、573、582から591まで、字八次本谷608、609、614、615、617、622
- 2 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1080号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町桑野本字中谷501、502、502の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1081号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町須野谷字大谷554の1、554の3（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1082号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町森本字上ツクラ1239の2から1239の46まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1083号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町須野谷字大谷531から533まで、533の1、534から536まで、554の3（次の図に示す部分に限る。）、554の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1084号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市上笹見字寺谷1の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1085号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市小倉字黒谷1117の1、1117の6、1117の7、1118の1、1119の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1086号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市追入字奥坪1096から1100まで、1101の1、1101の2、1102、1103の1から1103の3まで、1104の1、1104の2、1105の1から1105の3まで、1106、1107の1、1107の2、1108、1109の1から1109の8まで、1110から1120まで、1121の1、1122の1、1123、1125、1130、1132、1133の1、1133の5から1133の11まで、1133の13から1133の22まで、1139から1149まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1087号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市高倉字黒頭山53の1から53の4まで
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1088号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市山南町坂尻字坂尻奥1193の1から1193の3まで、1193の5、1193の11、1193の12、1193の18

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1089号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

篠山市大山上字荒子坪1083の1から1083の5まで、1083の12から1083の15まで、1085の1、1085の5、1085の19から1085の23まで、1085の25から1085の27まで、1085の32、1085の36、1085の37、1085の39、字中倉坪608の1、609、610の1、610の3、611、611の1、612、613の1、613の2、614、614の1、614の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒子坪1085の1（次の図に示す部分に限る。）、1085の36、字中倉坪611、611の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

2 場所

加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎 8階会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 スミノハウジング株式会社
代表者氏名 住 野 和 三
事務所所在地 明石市大久保町大窪899番地1
免許番号 兵庫県知事(6)第400581号
免許年月日 平成20年3月1日

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 J Aビル
所在地 加古川市加古川町寺家町45番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 加古川産業会館
代表者の氏名 大 竹 雅 彦
住所 加古川市加古川町寺家町45番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前
名称 加古川産業会館
代表者の氏名 森 本 博 明
住所 加古川市加古川町寺家町45番地

イ 変更後
名称 加古川産業会館
代表者の氏名 大 竹 雅 彦
住所 加古川市加古川町寺家町45番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前
名称 加古川産業会館
代表者の氏名 森 本 博 明
住所 加古川市加古川町寺家町45番地

イ 変更後
名称 加古川産業会館
代表者の氏名 大 竹 雅 彦
住所 加古川市加古川町寺家町45番地

4 変更年月日

平成24年6月25日

5 届出年月日

平成24年7月12日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間
平成24年 8月10日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限
平成24年12月10日

(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン上郡ショッピングセンター
所在地 赤穂郡上郡町竹万533ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	広島市南区段原南一丁目 3 番52号
株式会社ナフコ	深 町 勝 義	北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	福 原 英 典	姫路市北条口四丁目 4 番地
株式会社ナフコ	深 町 勝 義	北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	広島市南区段原南一丁目 3 番52号
株式会社ナフコ	深 町 勝 義	北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	福 原 英 典	姫路市北条口四丁目 4 番地
株式会社アージュ	木 村 祭 氏	広島市西区商工センター二丁目15番 1 号
株式会社ナカ薬局	中 島 恒 子	神崎郡福崎町1420番地 1

外 2 者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	広島市南区段原南一丁目 3 番52号
株式会社アージュ	石 角 毅	広島市西区商工センター二丁目15番 1 号
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	姫路市駅前町268番地

外 2 者

(3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

310平方メートル

イ 変更後

328平方メートル

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年 5月15日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年 5月15日ほか

(3) 荷さばき施設の位置及び面積
平成25年 3月12日

5 届出年月日

平成24年 7月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 8月10日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年12月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成24年 8月10日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

ICTスクールコンピュータ 一式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

3 落札者を決定した日

平成24年 7月17日

4 落札者の名称及び住所

日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区有楽町 1丁目 7番 1号

5 落札金額

5,032,125円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成24年 6月 5日

正 誤

○平成24年 7月13日付け（兵庫県公報第2405号）

兵庫県告示第919号（土地改良区役員の退任及び就任の届出（加古川西部土地改良区））中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から1	岡 井 昌 巳	岡 井 正 巳
2	上から20	四ッ谷 博 之	四ッ谷 博 幸